

平成 2 5 年度
化 学 物 質 に よ る 労 働 者 の
健 康 障 害 防 止 措 置 に 係 る 検 討 会
報 告 書 (第 2 回)

平成 26 年 1 月

1 はじめに

職場における化学物質の取扱いによる健康障害の防止を図るため、平成 18 年度から、国は、重篤な健康障害のおそれのある有害化学物質について、労働者のばく露状況等の関係情報に基づきリスク評価を行っている。

本検討会は、リスク評価において労働者へのリスクが高いと認められた化学物質に関し、ばく露防止措置等の健康障害防止措置について検討することを目的とする。

2 検討の経緯等

平成 24 年度リスク評価については、平成 25 年 7 月 24 日に「化学物質のリスク評価検討会報告書（第 2 回）」が公表され、これを受けて本検討会において措置の検討を行った。

リスク評価の概要は次のとおりである。

次の 1 物質については、個人ばく露の測定結果が二次評価値を上回り、ばらつきを考慮した区間推定も、二次評価値を超えていたことから、適切なばく露防止対策が講じられていない状況では、労働者の健康障害のリスクは高いものと考えられるため、制度的対応を念頭においてばく露リスク低減のための健康障害防止措置の検討を行うべきである。（括弧内は、措置の検討の対象とすべき作業）

○ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）（成形加工又は包装の業務）

次の 10 物質については、有機溶剤中毒予防規則により一連のばく露低減措置が義務づけられているが、職業がんの原因となる可能性があることを踏まえ、記録の保存期間の延長等の措置について検討する必要がある。このことから、これらの物質を製造または使用して行う有機溶剤業務を対象として、記録の保存期間の延長等の措置を講じる必要がある。

○発がんのおそれのある有機溶剤

クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン

3 検討手順

具体的な措置の検討に当たっては、平成 22 年度の本検討会で取りまとめられた「健康障害防止対策の検討手順」に基づき対象物質について検討シートを

使用して評価を行った。(参考1)「健康障害防止対策の検討手順」

また、検討にあたっては、ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイトについては防虫剤関係団体ほか計2団体、発がんのおそれのある有機溶剤については塗料関係団体ほか計36団体からヒアリングを行った。

4 検討会開催状況

(1) 参集者

大前 和幸	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授
岡部 正明	旭硝子株式会社社長室経営企画グループ主幹
小野 真理子	(独)労働安全衛生総合研究所環境計測管理研究グループ 上席研究員
唐沢 正義	労働衛生コンサルタント
○菅野 誠一郎	(独)労働安全衛生総合研究所環境計測管理研究グループ 部長
田中 茂	十文字学園女子大学人間生活学部教授
名古屋俊士	早稲田大学理工学術院教授
保利 一	産業医科大学産業保健学部教授

(50音順、敬称略、○は座長)

(2) 検討会の開催経過

- 第1回 平成25年7月26日(金)
- 第2回 平成25年8月30日(金)
- 第3回 平成25年9月9日(月)
- 第4回 平成25年9月18日(水)

5 健康障害防止措置の検討結果

(1) ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイトを含有する製剤を用いた成形加工又は包装の業務については、リスク評価において、個人ばく露の測定結果が二次評価値を上回り、ばらつきを考慮した区間推定上限値(上側5%値)も二次評価値を大きく超えるばく露がみられたことから、健康障害の防止のため、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)の「アクリルアミド」と同様に、作業環境測定の実施や発散抑制措置等を講じることが必要である。

また、ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイトの有害性を勘案し、作業の記録の保存(30年間)等が必要となる特化則の特別管理物質と同様の措置を講じることが必要である。

(2) 成形加工又は包装の業務以外の業務の取扱い

ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイトを含有する製剤を用いた成形加工又は包装の業務以外の業務については、事業者によるリスクアセスメントに基づく自主的な管理を継続し、良好な作業環境を維持することが重要である。

(3) 発がんのおそれのある有機溶剤（10 物質）

発がんのおそれのある有機溶剤については、発がん性という有害性を勘案した規制を行うことが必要である。特化則の特別管理物質と同様の以下の措置を講じることが必要である。

（措置内容）

- 1 作業記録の作成
- 2 記録の 30 年間の保存
 - ・ 特殊健康診断結果の記録
 - ・ 作業環境測定の測定結果と評価結果の記録
 - ・ 作業記録
- 3 名称、人体に及ぼす作用、取扱上の注意事項及び使用保護具の掲示
- 4 事業廃止時の記録の報告
- 5 有害性に応じた含有率（裾切り値）の見直し（5%→1%）

〈参考 2〉

対象物質の「健康障害防止措置の検討シート」（参考）